

令和8年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 (個別支援教員（生徒指導・不登校支援）)

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	個別支援教員（生徒指導・不登校支援）
採用予定人数	7名
職務内容	・小中学校において、個別の支援を必要とする児童生徒に対して、学習面や生徒指導面での支援を行うこと。 ・小中学校において、校内フリースクール等、別室登校をしている児童生徒に対して、学習面や学校生活に関する支援を行うこと。
勤務地	柏市立小中学校 ※研修や児童生徒の校外学習等の引率業務により校外に出ることがあります。

2 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- ※1 任用開始日については、採用予定者と別途調整させていただきます。
- ※2 任用（採用）開始日から1月を条件付採用期間とし、勤務成績が良好ではない場合、当該期間内に免職となります。
- ※3 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。
年度ごとに、新たな職が設置され、客観的な能力の実証を経て採用を決定するため、翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

- (1) 報酬の時給単価：1,860円〔令和8年4月1日時点〕

【期末手当を含む時給単価：2,328円〔令和8年度〕】

〔令和8年度の想定〕月額：325,988円〔時給換算：2,328円〕

年収例：7時間×年200日×1,860円÷12月×15,0225月＝3,259,833円

※要件に該当する場合、通勤費のほか、時間外勤務、休日勤務等に相当する報酬を支給

※報酬単価、期末勤勉手当の支給割合は、令和7年度の人事院勧告がなされた場合、任期期間中であっても変更の可能性あり

- (2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に、6月と12月の年2回、各1.2625月分（令和8年4月に新規採用された場合の6月分は0.37875月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

- (3) 勤勉手当

任期が1会計年度内に6か月以上であり、週勤務時間が15時間30分以上ある会計年度任用職員に6月と12月の年2回、各1.0625月分（令和8年4月に新規採用された場合の6月分は0.31875月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く）に相当する勤勉手当を支給

- (4) 勤務時間

ア 勤務時間

1日当たり7時間（時間外勤務：有）
原則として午前8時00分から午後4時30分のうち7時間45分
(実働7時間・休憩時間45分)

イ 勤務日
週5日勤務
※休日に実施する恒例行事は、ウに問わらず勤務日とする。

ウ 休日
学校の休業日
(土・日曜日、祝日、夏季・冬季等の休業日、振替休業日等)

(5) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合、10日）及び特別休暇（夏季休暇、忌引等）を付与する。

(6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

(7) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用

有
有
有

イ 雇用保険の適用

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用

4 受験（応募）資格

- (1) 教員免許状をお持ちの方
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。
- ア 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

- (1) 試験日：後日、担当より電話連絡いたします。
- (2) 試験会場：後日、担当より電話連絡いたします。
- (3) 試験種目：個人面接、小論文
- (4) 試験内容：採用する職に係る適格性等の有無について審査します。

6 申込（応募）方法

- (1) 提出書類等
柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書
110円切手
返信用封筒
教員免許状の写し
- (2) 申込受付期間
令和8年1月19日（月）から令和8年2月2日（月）まで
(郵送可・期限内必着)
- (3) 申込先

柏市学校教育部児童生徒課（〒277-8503 柏市大島田48番地1）
※郵送の際は封筒に**「個別支援教員（生徒指導・不登校支援）申込」と必ず記載**してください。

7 合格の決定及び採用

(1) 合格の通知

選考試験後、合否を決定し、選考受験者に通知する。

(2) 採用時期及び採用する職

合格者は、令和8年4月1日より柏市個別支援教員（生徒指導・不登校支援）として採用する。

(3) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽もしくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。

(4) 柏市議会の議決の特例

会計年度任用職員の採用は、柏市議会において新年度予算が可決されたときに効力を生じるものとする。